

令和2年11月24日

保護者の皆様へ

室場小学校長 榊原 真由美

新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、学校の諸活動に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、以前お知らせしました児童生徒の出席停止等について、以下のように変更及び確認をしますので、よろしくをお願いします。

記

1 出席停止の考え方について（変更点）

＜同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合＞

（地域感染レベルが2の場合）

＜変更前＞

同居の生徒児童は、同居の家族の発熱等の風邪症状が治まった日まで出席停止

＜変更後＞

同居の生徒児童は、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られた場合でも、かかりつけ医の診断により、新型コロナウイルスに由来した症状ではないと判明した場合は登校可
（風邪やインフルエンザなど）

※かかりつけ医に判断を仰ぎ、登校してもよいか確認をすることが大切です。

2 登校後、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られた場合、その兄弟の対応について（確認）

＜登校後、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られた場合＞

速やかに迎えに来ていただけますようご協力ください。また、かかりつけ医への受診をお願いします。

兄弟に関しては、授業後速やかに帰宅をさせますので、自宅で健康観察をお願いします。（部活動や居残りなどをせず、速やかに下校させます。）また、保護者からの申し出により一緒に早退することもできます。

（連絡先 室場小学校 52-1066）

【出席停止の期間について】

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザでは、出席停止の期間が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

○児童生徒（本人）の場合

		出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	ア 感染	開始日：感染が判明した日 ただし、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日 終了日：医療機関を受診し、担当医の指示による
	イ 濃厚接触	開始日：濃厚接触者と認定された日 終了日：保健所等に指示された期間（概ね2週間） ⇒ 期間中に感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒ 検査で児童生徒が陰性と判明すれば、保健所の指示した期間
	ウ 濃厚接触の疑いがある	開始日：濃厚接触者の疑いが生じた日から、次の期間 Ⅰ 期間中に感染が判明すれば、「ア」の期間 Ⅱ 期間中に濃厚接触者と認定されれば、「イ」の期間 Ⅲ 濃厚接触の疑いがなくなった、または検査等で陰性と判明すれば、保健所等の指示した期間
エ 発熱等の風邪症状がある		開始日：症状の出た日 終了日：医療機関を受診し、担当医の指示による PCR検査を受検した場合、陰性が判明した日まで
※インフルエンザ（これまでと変更なし）		開始日：症状の出た日 終了日：発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過した日まで

○同居の家族の場合

		出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	オ 感染	開始日：感染が判明した日 終了日：保健所等の指示した期間（概ね2週間） ⇒ 期間中に児童生徒の感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒ 検査で児童生徒が陰性と判明すれば、保健所の指示した期間
	カ 濃厚接触	開始日：濃厚接触者と認定された日 終了日：陰性と判明した日 ⇒ 感染が判明すれば「オ」の期間
	キ 濃厚接触の疑いがある	開始日：濃厚接触者の疑いが生じた日から、次の期間 Ⅳ 感染が判明すれば、「オ」の期間 Ⅴ 濃厚接触者と認定されれば、「カ」の期間 Ⅵ 濃厚接触者の疑いがなくなった日まで
ク 発熱等の風邪症状がある（表面参照）		開始日：症状の出た日 終了日：かかりつけ医の診断により、新型コロナウイルスに由来した症状ではないと判明した場合は登校可（風邪やインフルエンザなど） PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

